

ごみ減量・リサイクル優良・推進事業所募集

ごみの減量や資源のリサイクルに積極的に取り組んでいる事業所を募集します。

制度の概要

ごみの分別や減量化、資源リサイクルに関する取り組み状況や啓発活動などを審査し、基準を達成した事業所を「大野城市ごみ減量・リサイクル優良事業所」に認定、「大野城市ごみ減量・リサイクル推進事業所」に登録します。また、優良事業所のうち、表彰基準を達成した事業所を表彰します。

※優良事業所認定基準は推進事業所登録基準より、厳しい基準となっています。

優良事業所には認定証とステッカー・缶バッジ・認定特典、推進事業所にはステッカーを渡します。ステッカーにデザインされている認定または登録ロゴマークは、事業所のホームページや名刺などに使用できます。

事業所の取り組みは、広報「大野城」や市ホームページで紹介いたします。



認定ロゴマーク



登録ロゴマーク

●優良事業所 113社（令和4年度）

●推進事業所 28社（令和4年度）

●認定（表彰）・登録の条件 各項目で設定された条件を一定基準以上達成すると、認定（表彰）・登録します（詳しくはホームページを確認してください）。

●認定・登録の有効期間 次年度の4月1日から2年間

※令和3年度に認定・登録された事業所も再度申請が必要です。

認定（表彰）・登録基準（一部抜粋）

項目	内容
発生抑制	◇物品の調達や在庫を適正に管理し、廃棄物の発生抑制に努めている ◇販売した商品について、故障や破損などによる修繕依頼を積極的に受け入れている など
再利用・再生利用	◇チラシ、包装紙などに再生紙を利用している ◇せん定枝や木製家具、古紙などを資源物として排出している ◇古紙などを再資源化業者に引き渡している など
啓発活動など	◇ISO14001または相当規格の認証取得 ◇フードドライブやフードバンク活動などを店頭やホームページで紹介している など

●事業所のメリット

◇認定されることにより、ごみ減量に努力している事業所として企業イメージが向上

◇自社で取り組んでいるごみ減量・リサイクル活動を広報「大野城」や市ホームページ、報道機関などで紹介

◇廃棄物処理に対するコスト意識が高まり、経費を削減

●申請方法 直接提出（認定または登録申請書は申請先で配布、または市ホームページからダウンロード）



●申請期限 10月6日（金）

●事業所から出るごみの現状

市の令和3年度のごみの排出量は年間2万8256トンで、そのうち8038トン（前年度比130トン増）は、事業所から出されたごみです。事業系ごみの減量は、重要な課題です。皆さんの協力をお願いします。

●申請と問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当

☎(580)1886